

政令第 号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項及び第三項並びに第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項ワ及びカ中「一万キロワット」を「五万キロワット」に、「七千五百キロワット」を「三万七千五百キロワット」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年十月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正前の環境影響評価法施行令（以下この条及び次条第一項において「旧令」という。）別表第一の五の項ワ若しくはカの第二欄に掲げる要件に該当する事業のうちこの政令による改正後

の環境影響評価法施行令（同条第一項において「新令」という。）別表第一の五の項ワ若しくはカの第二欄に掲げる要件に該当しないもの又は旧令別表第一の五の項ワ若しくはカの第三欄に掲げる要件に該当する事業であつて、この政令の施行前に環境影響評価法（以下「法」という。）第三条の四第一項（法第三条の十第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定による公表又は法第四条第一項の規定による届出若しくは同条第六項の規定による通知が行われたものに係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による。

第三条 旧令別表第一の五の項ワ若しくはカの第二欄に掲げる要件に該当する事業のうち新令別表第一の五の項ワ若しくはカの第二欄に掲げる要件に該当しないもの又は旧令別表第一の五の項ワ若しくはカの第三欄に掲げる要件に該当する事業（前条に規定する事業を除く。以下「手続未着手事業」という。）を令和四年九月三十日までに実施しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、事業の規模、事業が実施されるべき区域その他の経済産業省令で定める事項及び経済産業省令で定める簡易な方法により環境影響評価を行った結果を経済産業大臣に書面により届け出なければならぬ。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る手続未着手事業が実施されるべき区域を管轄する都道府

県知事に当該届出に係る書面の写しを送付し、三十日以上を指定して、法（第二章を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続（以下「法定環境影響評価等」という。）が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。

3 経済産業大臣は、前項の規定による都道府県知事の意見が述べられたときはこれを尊重して、第一項の規定による届出の日から起算して六十日以内に、当該届出に係る手続未着手事業について法定環境影響評価等が行われる必要があるかどうかの判定を行い、当該判定の結果及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者及び前項の都道府県知事に通知するものとする。

4 第一項に規定する者は、前項の規定により法定環境影響評価等が行われる必要がない旨の通知が行われるまでは、手続未着手事業（第七項の規定により法第二条第四項に規定する対象事業とみなされたものを除く。）を実施してはならない。

5 第一項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、経済産業大臣に書面により通知することにより、第三項の規定による判定を受けることなく法定環境影響評価等を行うことができる。

6 経済産業大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る手続未着手事業が実施される

べき区域を管轄する都道府県知事に当該通知に係る書面の写しを送付するものとする。

7 第三項の規定により法定環境影響評価等が行われる必要がある旨の通知が行われた手続未着手事業及び第五項の規定による通知に係る手続未着手事業については、法第二条第四項に規定する対象事業とみなして、法（第二章を除く。）及び電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の規定を適用する。

第四条 手続未着手事業を実施しようとする者（前条第一項に規定する者を除く。）は、令和四年九月三十日までの間、経済産業大臣に、同項の規定の例による届出を行うことができる。

2 前項に規定する者は、令和四年九月三十日までの間、経済産業大臣に前条第五項の規定の例による通知を行うことにより、法定環境影響評価等を行うことができる。

3 前条第二項から第四項まで及び第七項の規定は第一項の規定による届出に係る手続未着手事業について、同条第六項及び第七項の規定は前項の規定による通知に係る手続未着手事業について、それぞれ準用する。

第五条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

環境影響評価の対象事業について、最新の科学的知見を踏まえ、風力発電所の設置の工事の事業等の規模に係る要件を改める必要があるからである。